

## 生徒指導・教育相談における実践課題に関する一考察 －『保・幼・小連携』に焦点を合わせて－

住本 克彦<sup>1)</sup>\*

1) 新見公立短期大学幼稚教育学科

(2017年12月20日受理)

教育現場、特に生徒指導・教育相談の領域において、『保・幼・小連携』による「小1プロブレム」解消が喫緊の課題の一つに挙げられている。本稿では、この「小1プロブレム」解消について検討した。さらに、「小1プロブレム」の有無にかかわらず、児童の安心感を醸成するためにも有効で、文部科学省も「幼稚園・保育所・認定こども園の教育課程と小学校教育課程との関係を明確にし、それを踏まえた教育方法を実践する必要がある。」（「幼児期の教育と小学校教育の接続について」）とする、「保幼小連携プログラム」のポイントに焦点を当て検討した。特にこの点では筆者が講師として、当該テーマで研究・研修を進めた「A市小学校校長会議」での実践内容を基に考察を加えた。その結果、10項目の申し送り表の活用等の重要性が示唆された。

(キーワード) 小1プロブレム、保幼小連携プログラム、ワークショップ型研修、アクティブラーニング

### I はじめに

教育現場を生徒指導・教育相談における実践課題の一つに、『保・幼・小連携』による「小1プロブレム」解消が喫緊の課題の一つに挙げられている。まず、はじめに「小1プロブレム」については、全国の小1で集中的に起きており、1990年代後半に問題化し、2000年代に「小1プロブレム」と命名された。

「小1プロブレム」の定義としては、「入学したばかりの1年生で、集団行動がとれない、授業中座っていられない、話を聞かないなどの状態が数ヶ月継続する」を使っている

(文部科学省、「幼児期の教育と小学校教育の接続について」2012)。本稿でも、これを「小1プロブレム」の定義とした。

その原因については、複合しており、社会が多忙化し、保育所・幼稚園・認定こども園と小学校の違い(ギャップ:「遊び」から「学習」へ)を指摘する研究者も多い。その他、子育ての変化や生活の変化(朝食抜き等)、背景に発達障がい(適切な支援がないことによる)、希薄な関係性(教師と保護者、学校関係者と地域の関係者等)の指摘もある。

解決策としては、「保幼小連携」の実践が効果的だとされている(文部科学省、「幼児期の教育と小学校教育の接続について」2012)。

特に、「小1プロブレム」と「学級崩壊」(「子どもたちが教室で勝手な行動をして教師の指導に従わず、授業が成立しないなど集団教育という学校の機能が成立しない

学級の状態が一定期間継続し、学級担任による通常の手法では問題解決ができない状態」:『学級経営研究会』<国立教育研究所が組織>、1999)との違いとしては、「小1プロブレム」が、①子どもの小学校入学直後から発生するものである。②子どもの不満や反発から発生するものではない。③複数の子どもたちが学校への不適応状況になる。④「学級崩壊」と同様の対応(クラス替えや担任交代等)では解決しないということ。⑤背景に、生活習慣や対人関係スキルの未習得がある。などとされており、つまり、「小1プロブレム」は、「学級づくり」に焦点化した取組だけでは解決するとは言えないである。

ここでは、そういった「小1プロブレム」を防止し、その有無にかかわらず、児童の安心感を醸成するためにも有効な「保幼小連携プログラム」のポイントについて、筆者が講師として、当該テーマで研究・研修を進めた「A市小学校校長会議」での実践内容を基に考察を加えた。

### II 「小1プロブレム」について

(「幼児期の教育と小学校教育の接続について」)

まず、幼児期の教育と小学校教育の接続の必要性については、以下のとおりである(文部科学省)。

- ①義務教育及びその後の学校教育の基礎を幼児期から培养することが必要。
- ②「小1プロブレム」等の課題を踏まえ、幼稚園・保育所及び認定こども園と小学校との連携を強化し、子どもの「遊びの連続性」を確保することが重要。

\*連絡先: 住本克彦 新見公立短期大学幼稚教育学科 718-8585 新見市西方1263-2

③学校教育法 第22条(幼稚園関係抜粋) 「幼稚園は、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして、幼児を保育し、幼児の健やかな成長のために適当な環境を与えて、その心身の発達を助長することを目的とする。」

以上のように、幼児期の教育と小学校教育の接続の重要性を指摘している。

次に、「小1プロブレム」の発生理由としては、以下の点を挙げている（文部科学省、2012）。①「家庭におけるしつけが十分でない」②「児童に自分をコントロールする力が身についていない」③児童の自己中心的傾向が強いこと等である。

「幼児期の教育と小学校教育の接続の現状と課題」については、まず、現状として、幼稚園・保育所・認定こども園の教育と小学校以降の教育には、環境構成等において様々な「違い」が存在（「遊びを通した総合的な教育」と「教科教育」など）しており、この「違い」は発達段階に応じた適切な教育を行う上で必要なものであるとされている。

一方、学校現場では、この「違い」によって、小学校進学時に戸惑う児童や、適応が難しい児童が見られる。この校園種の「違い」が強く意識され、接続のための取組が進みにくく、また、幼児期の教育と小学校教育との接続関係がよくわからないことを課題に挙げている。

これらの現状と課題から、幼稚園・保育所・認定こども園の教育課程と小学校教育課程との関係を明確にし、それを踏まえた教育方法を効率よく実践することが重要であると考えられる。

### III 「保幼小連携プログラム」実践例

「保幼小連携プログラム」の実践例を以下に挙げる。

(1) 各教育委員会が中心となった、小学校教員の幼稚園への長期（1年）派遣交流の実施。

(2) 小学校と近隣の保育所・幼稚園・認定こども園が連携・協働し、教職員の相互交流や指導や支援の在り方の協議を実施。

(3) 小学校教職員、保育者が合同で取り組んだ教育実践を基にした「教育実践事例集」を作成・活用。

(4) 小学校教職員、保育者が協働で作成した年間計画に基づき、保幼小の子ども達が定期的に相互に交流実施。

また、幼児期の保育と小学校教育のスムーズな接続のために、幼稚園・保育所・認定こども園ができるることとしては、以下の10点（幼稚園・保育所・認定こども園の視点から）が挙げられる。

(1) 基本的生活習慣等、称揚を中心とした定着化。

(2) 着座の姿勢を一定時間持続するスキル・トレーニングを継続実施。

(3) 充分な運動後に、着座の姿勢を一定時間持続するスキ

ル・トレーニング実施。

(4) 話を聞く時間の漸増化。

(5) 姿勢や話し方・聴き方等の良い見本と悪い見本のイラストや写真の提示（含、特別支援教育の充実）。

(6) 認知機能・感覚の発達に合わせた遊びの展開（体験活動の重視）。

(7) 昼寝時間の漸減化による他の活動時間の漸増化。

(8) 保護者との連携・協働による基本的生活習慣の定着。

(9) 保護者との信頼関係構築・継続。

(10) 障がい認知基準の検討（認知によって子どもが生きやすくなるかどうかを基準にした保護者との連携・協働による検討）。

### IV 「小1プロブレム」の実態からの考察

「幼児期の教育と小学校教育の円滑な接続の在り方にに関する調査研究協力者会議報告書について」（文部科学省、2010）を基に、以下の（1）～（4）の「小1プロブレム」の実態・背景・対応について、その具体的な場面を想定し、考察を加えた。

#### 1 「小1プロブレム」の実態・背景・対応（1）

児童が立ち歩いたり、寝転がったり、私語がとまらなかったり、姿勢がくずれたりなどの状況が継続する。児童が教室から出て行くと、安全管理上の問題も発生し、当該児童以外の児童にも集中力の途切れ等の悪影響が起こる。こういったことの背景には、座るスキルの習得不足やその理解の不足、授業態度の不十分な認識、多動特性や授業内容の理解力不足 等が挙げられる。その対応としては、園在籍時より、こういった課題へのスキル・トレーニングを進めることなどが有効である。

#### 2 「小1プロブレム」の実態・背景・対応（2）

児童が教師の指示について理解ができない。何度も繰り返し指示してもわからない。理解できないなどである。これらの背景には、注意力不足。聞き分ける力の不足。また、発達障がいの特性なども考えられる。この点では、診断にこだわるより、対応に力点を置いていくようにする（話しの聴き方のスキル・トレーニング。イラスト・写真・板書・プリント使用等の教師の工夫により対応することが大切である。

#### 3 「小1プロブレム」の実態・背景・対応（3）

児童の衝動性が強すぎたり、ルールが守れなかったり、了承を得ずに友人のものを使用するなど、友人関係でのトラブルが絶えない。これらの背景には、発達障がいの特性である過覚醒や社会性不足、空間認知に偏り（距離感をつかめない）があることも考える必要がある。対応としては、

望ましい言動を習慣化させるようスキル・トレーニングを繰り返したり、TTを実施したりすることが効果的である。

#### 4 「小1プロブレム」の実態・背景・対応（4）

児童に学習の遅れが目立つことである。ひらがなの読み書き、数の数え方等、基本的な学習についていけなかったり、始終落ち着きがなかつたりする。これらの背景には、LD（学習障がい：読み書き、計算、推論が苦手）の特性や、手先の不器用さ、視覚機能につまずき、集中が持続しない等が考えられる。これらへの対応としては、入学時のスタート・カリキュラムで、当初の1か月はゆとりを持たせ、まずは小学校生活に慣れさせる。教師は児童の観察を詳細に重ねる。発達障がいの子どもには、時間・空間枠を設定し、模範を示しながら丁寧に適切な指導を進めることが大切である。

#### V 「保幼小連携プログラム」実践のポイント

「幼児期の教育と小学校教育の円滑な接続の在り方に関する調査研究協力者会議報告書について」（文部科学省、2010）を基に、以下の（1）～（10）の「実践のポイント」について、可能な限り具体的な場面を想定し、ポイントを明記した。

##### 1 実践のポイント（1）

連携のポイントとしては、「無理をしない。」「できることから進める」との2点が重要である。

特に、子ども同士であっても、教師と子どもであっても、顔なじみの関係を作ることが何より大切である。

この点については、現状として特に問題が無くても、保幼小連携そのこと自体に意味があり、「無理をしない。」「できることから進める」とを中心にして、少しずつ連携を進めていくことが基本である。

##### 2 実践のポイント（2）

保幼小連携の重要性については、小学校学習指導要領、幼稚園教育要領、保育所保育指針それぞれが明記している。以下に実践のポイントとして挙げる。

（1）学校学習指導要領「第1章第4節：「小学校間や幼稚園、中学校、盲学校、聾学校及び養護学校などの間の連携や交流を図る」・第2章第5節：「自分たちの生活は地域の人々や様々な場所とかかわっていることが分かり、それらに親しみをもち、人々と適切に接することや安全に生活することができるようになる。」

（2）幼稚園教育要領「第1章第3節：小学校教育との接続に当たっての留意事項（1）幼稚園においては、幼稚園教育が、小学校以降の生活や学習の基盤の育成につながることに配慮し、幼児期にふさわしい生活を通して、創造的な思考や主体的な生活態度などの基礎を培うようにするものとする。（2）幼稚園教育において育まれた資質・能力を踏まえ、小学校教育が円滑に行われるよう、小学校の教師との意見交換や合同の研究の機会などを設け、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を共有するなど連携を図り、幼稚園教育と小学校教育との円滑な接続を図るよう努めるものとする。」

（3）保育所保育指針「第2章第4節：小学校との連携ア」保育所においては、保育所保育が、小学校以降の生活や学習の基盤の育成につながることに配慮し、幼児期にふさわしい生活を通じて、創造的な思考や主体的な生活態度などの基礎を培うようにすること。イ）保育所保育において育まれた資質・能力を踏まえ、小学校教育が円滑に行われるよう、小学校教師との意見交換や合同の研究の機会などを設け、第1章の4の（2）に示す「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を共有するなど連携を図り、保育所保育と小学校教育との円滑な接続を図るよう努めること。ウ）子どもに関する情報共有に関して、保育所に入所している子どもの就学に際し、市町村の支援の下に、子どもの育ちを支えるための資料が保育所から小学校へ送付されること。」。

##### （4）「生活科の活用」

新学習指導要領及び解説等における幼小接続について（中央教育審議会答申「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善について」、平成20年1月17日）：「幼児教育から小学校への円滑な接続を図る観点から、入学当初をはじめとして、生活科が中心的な役割を担いつつ、他教科等の内容を合わせて生活科を核とした単元を構成したり、他教科等においても、生活科と関連する内容を取り扱ったりする合科的・関連的な指導の一層の充実を図る。」

##### 3 実践のポイント（3）

###### 【生活科活用例】

- ①交流会を実施する（小学生と園児がペアになるなど、一緒に活動）。
- ②小学校の生活科の授業に、園児を招待し、一緒に活動する。
- ③「地域体験活動」に小学生と園児が一緒に参加する。
- ④小学校探検活動に、園児を招待して行う。
- ⑤動植物の栽培飼育活動を一緒にする。
- ⑥芋の苗植え・芋掘りなどの農業体験活動を一緒にを行う。

##### 4 実践のポイント（4）

###### 【年長クラスでの園児との交流】

ねらいの基本に「安心感」の醸成を置くことが大切である。

①園内活動：小学生が進行役となって、小学校の紹介動画等の活用等により、小学校の様子を話してもらう。

また、小学校の近くを散歩したり、校内見学を実施したりして、小学生が園児をリードする。

②連携カリキュラム作成

③教室での着席、給食試食会、トイレ・洗面所使用。

④小学校探検を、園児を招待して行う。

⑤動植物の世話を一緒にする。

## 5 実践のポイント（5）

### 【教職員研修会】

互いの方針や活動等の独自性を尊重しながら参加する。

①保幼小連携研修会を、小学校区で実施する。

②年間計画に入れておく。

③内容は、保護者との連携の取り方、教育・保育方針の確認、健康管理の仕方、環境構成 等。

④共同参観：保育や授業の様子を参観し合い、その後研修会を実施。

⑤平等で互恵関係性のある研修を、互いの負担にならないように実施する。

## 6 実践のポイント（6）

### 【申し送り表の作成】

研修の中で連携・協働しながら作成する。その内容については保護者の同意が必要である（図1参照）。

#### 〈書面内容〉

①生活習慣について

②生活リズムについて

③運動について

④手作業について

⑤グループ活動について

⑥着座の活動について

⑦園で行っていた支援

⑧当該園児が好む活動

⑨当該園児が嫌がる活動

⑩その他の申し送り事項

## 7 実践のポイント（7）

### 【発達障がいについての専門性を高める】

研修会や巡回相談等を活用する。相談する際には、個人情報の取り扱いや保護者の了解を取るなど細心の注意を払う。

## 連携・申し送り票（取扱注意）【番号： 】

園名：			記入年月日： 年 月 日	
園 児	氏 名	ふりがな	生年月日	年 月 日生
			性 別	
住 所				
保 護 者	氏 名	ふりがな	連絡先（電話番号）	
住 所				
入園 年月日	年 月 日			
卒園 (予定) 年月日	年 月 日 (予定)			
① 生活習慣について				
② 生活リズムについて				
③ 運動について				
④ 手作業について				
⑤ グループ活動 について				
⑥ 着座の活動の様子 について				
⑦ 園で行っていた支援				
⑧ 当該園児が好む活動				
⑨ 当該園児が嫌がる 活動				
⑩ その他の 申し送り事項 事項				
年度		園長名：		
		担任名：		
年度		園長名：		
		担任名：		
年度		園長名：		
		担任名：		

図1 保幼小連携・申し送り票

〈グレーヴィーの子どもも多い。発達障がいの可能性があったとしても決めつけない。診断を急がずまずは情報を集めて、通常の保育、教育の中でできる支援法について検討する〉

- ①巡回相談等を積極的に活用する。
- ②状況が改善しない場合には、専門家・専門機関への相談も検討する。ただし、保護者の同意が必要。
- ③専門機関について：発達障がい者支援センター、特別支援学校、教育センター、教育相談センター、医療機関、療育機関、家庭支援センター、子ども発達センター、児童相談所など

## 8 実践のポイント（8）

### 【行事等での交流】

年間行事に予定しておく。必ず、管理職の了承を取りながら進める。

〈ペアでのグループ活動を中心とする〉

- ①実施日以外にも、手紙や写真、ビデオレター等での交流も実施する。
- ②授業の一環として位置づける。
- ③ルールのある集団遊び等で、顔なじみを作る。
- ④音楽会や学習発表会、演劇鑑賞会、運動会など、園児を招待する。
- ⑤行事実施後は感想を交流し合う場を設定する。
- ⑥集団遊びと一緒にし、遊びをとおして、縦割り活動の効果も期待できる。

## 9 実践のポイント（9）

### 【定期的継続的な交流を進める】

連携のねらいを明確にし、思い出作りに終わらせない活動を進める。

〈学期に1回は実施を重ねる〉

- ①互いに負担にならないように進める（窓口になる連携担当者を分掌に位置付ける）。
- ②もともとある授業や行事を活用するなど、負担を少なくて効果を上げる。
- ③連携が途切れる要因の一つに教職員の転勤がある。地域連携のため、委員会を立ち上げることが大切になる。
- ④教育効果として、園児は安心感や自信を高め、小学生は良い見本となるよう規範意識等が芽生える。
- ⑤互いに「顔なじみになる」ことの効果は大きいと認識する。

## 10 実践のポイント（10）

### 【保護者サイドとしてできること】

「特別支援」は「個別支援」のことであるとの認識を持ってもらうとよい。障がいの有無に関係なく、連携・協働は必要なものであるとの認識を持つもらうことが大切

である。

〈保護者に小学校（建物・活動等）をイメージしてもらう〉

- ①学校見学の機会を持つ。靴箱、トイレ、等。
- ②入学説明会。行事や給食などを見学したり、教育方針について理解したりしてもらう。
- ③気になることや要望があれば、就学相談（就学指導委員会）を活用してもらう。
- ④就学時健康相談の実施。
- ⑤入学準備を親子で進め、不安を取り除く。

## VI 今後の課題と展望

A市では、各校園において、保幼小連携推進担当者の分掌への位置づけ、連携交流会の年間計画への位置づけ、スタート・カリキュラムの編成会議開催等、効果的連携の事業が進行中である。今後、さらなる効果的連携推進に向け、センター的機能を持つ部署の設置についても検討することが肝要であろう。

## 謝辞

本研究推進にあたり、御協力頂いたA市教育委員会、A市小学校校長会の関係の皆様に衷心より御礼を申し上げます。

## 文献

- 1) 文部科学省：「幼児期の教育と小学校教育の円滑な接続の在り方に関する調査研究協力者会議報告書について」2010
- 2) 文部科学省：「幼児期の教育と小学校教育の接続について」2012
- 3) 住本克彦：「大学におけるアクティブラーニングを取り入れた授業展開への試み－『保育原理』の授業実践を通して進める『主体的・対話的で深い学び』－」新見公立大学研究紀要 第37巻 2016
- 4) 住本克彦：「アクティブラーニングの理論と実際」『新しい視点から見た教職入門』大学教育出版 2017
- 5) 住本克彦：「特別支援教育の視点に立った中学校区の連携の在り方に関する一考察－保育所・幼稚園・小学校・中学校を10年間連携させた教育実践モデルの提案－」環太平洋大学研究紀要 第7巻 2015
- 6) 住本克彦：保育所・幼稚園・小学校・中学校を10年間連携させた教育実践モデルの提案. 全国保育者養成協議会第55回研究大会, 盛岡市民文化ホール（盛岡市）, 研究発表論文集, p165, 2016
- 7) 住本克彦：2016年度新見公立大学学長配分研究費採択「幼児期における『いのちの教育』カリキュラムモード

住本 克彦

ルの開発的研究」研究代表者：住本克彦、研究分担者：  
斎藤健司、加藤由美、2016.7  
8) 月森久江：「小1プロブレム解決ハンドブック」講談社  
2013